

自治会運営費補助金について

1 自治会運営費補助金とは

地域振興課では、自治会が実施している地域コミュニティ活動のうち「市が自治会にしてもらいたいこと」、「自治会の本来の役割として市が期待している事業」を対象事業として、運営に要する経費の一部に対して補助を行っています。

2 補助金の考え方について

(1) やろうとしていること（事業・目的）が以下の補助対象事業に該当するか

【補助対象事業】

A. 住民の親睦の促進を図る事業

→夏まつりや餅つき大会、広く自治会員を対象として事業

B. 交通安全・防犯灯の安全推進事業

→防犯パトロールや交通安全啓発など

C. 環境美化事業

→地域内の清掃活動、緑化活動

D. 地域福祉の推進に関する事業

→高齢者やこどもの見守りなどの地域福祉活動

E. 文化または教育活動に関する事業

→地域住民の文化振興や教育のための研修など

F. 自治会加入促進を図る活動

→自治会未加入者へのチラシの配布など

G. その他自治会事業として認められる支出

→自治会員が「公平」に参加できて、「公益性」があつて「公共的」な事業。



(2) 実際に使う経費が以下に該当しないか

市の補助金に関する方針により、上記の事業に要する経費であっても以下の経費は補助対象外となっています。

【補助対象外経費】

①別紙「補助対象・対象外経費一覧表」参照

②他の補助金の対象となっている経費

例：自治会自主防災補助金

資源回収補助金

《例》自治会盆踊り大会

(1) 補助対象事業に該当するか

AとEに該当することから、対象事業となる。

(2) 補助対象外経費に該当しないか

対象経費 → 櫓設置費、周辺清掃費、ゴミ処理、チラシ作成、演者報酬
消耗品

対象外経費 → 酒や弁当代、役員・会員記念品

科目	金額	備考
自治会盆踊り大会	1,000,000 円	<u>櫓設置費 500,000 円</u> 、 <u>周辺清掃費 100,000 円</u> 、 <u>ゴミ処理 100,000 円</u> 、 <u>チラシ作成 50,000 円</u> 、酒や弁当代 100,000 円、 <u>演者報酬 50,000 円</u> 、役員・会員記念品 50,000 円、 <u>消耗品 50,000 円</u>

この場合、下線が補助対象経費となるので、850,000 円が補助対象経費の合計額となる。反対に弁当代、記念品分の計 150,000 円は対象外経費となる。

⇒公金を使う上で、事業や目的(1)が正しくても、中身の経費は対象外(2)となることがあります。

3 補助金交付額について

(1) 補助限度額

すべての自治会に一律に交付される均等割、自治会加入世帯数に応じて交付される世帯割の二つの考え方で補助限度額が算定されます。

○均等割 一律 168,000 円 + ○世帯割 440 円 × 自治会加入世帯数

例) 自治会加入世帯数 300 世帯 168,000 円 + 440 円 × 300 世帯 = 補助限度額 300,000 円
--

(2) 補助対象経費の合計額

各事業の補助対象経費の合計額

例)

自治会盆踊り大会 補助対象経費 850,000 円

櫓設置費 500,000 円、周辺清掃費 100,000 円、ゴミ処理 100,000 円、
チラシ作成 50,000 円、演者報酬 50,000 円、消耗品 50,000 円 合計 850,000 円

清掃活動 補助対象経費 12,000 円

軍手 10,000 円 チラシ印刷代 2,000 円

会議費 補助対象経費 15,000 円

会議用お茶代 5,000 円 資料用印刷用紙 5,000 円 コピー代 5,000 円

⇒ 850,000 円+12,000 円+15,000 円 = 補助対象経費の合計額 877,000 円

(3) 交付額

「補助限度額」と「補助対象経費の合計額」いずれか少ないほうの金額

例) 「補助限度額 : 300,000 円」 < 「補助対象経費の合計額 : 877,000 円」
⇒ 300,000 円が補助金交付額

なお、地域振興課では、各自治会から補助金交付申請時に提出された予算書を基に、補助金の対象経費と対象外経費の振り分けを行っています。

※補助金の減額について

令和3年1月8日付浦地第644号でお知らせしたとおり、様々な団体等へ交付している補助費等につきましては、新型コロナウイルスの影響による財源確保の観点から、前年度比2割の減額となります。

自治会運営費補助金の金額の変更内容は下記のとおりです。

	従来	令和3年度
均等割	1 自治会当 210,000 円	1 自治会当 168,000 円
世帯割	1 世帯当 550 円	1 世帯当 440 円

4 補助金の手続きの流れについて

(1) 申請 市へ補助金を申請する手続き

自治会 概ね4～8月の間に、補助金申請・請求
市 書類の審査→振込額の決定・指定口座へ振り込み

(2) 精算 補助金使用後に精算する手続き

① 返金なし：対象事業に使い切った

自治会 3月末に市へ使用状況を報告（執行状況報告書・明細書提出）
市 書類の審査→最終的な補助額の確定
自治会 総会終了後、速やかに決算資料等を提出

② 返金あり：補助金が余った

自治会 3月末に市へ使用状況を報告（執行状況報告書・明細書提出）
市 書類の審査→最終的な補助額の確定
返金用の納付通知書を自治会へ送付

自治会 返金（返金後に自治会の決算を行う）
総会終了後、速やかに決算資料等を提出

精算手続きについて、今年度補助金を申請した自治会にあらためてご連絡いたします。

5 補助金の申請について

(1) 提出書類 別紙「自治会運営費補助金申請用チェック表」に記載の書類
(記載例を参考に書類を作成し、ご提出ください)

(2) 申請期限 **令和3年8月31日（火）**

(3) 申請方法 必要書類を持参のうえ、原則窓口で申請

※例年、書類の不備により再度来庁いただくことがございます。

事前に書類をご確認のうえ、来庁くださるよう願います。

ご不明点などありましたら、事前に地域振興課にご確認ください。

なお、今年度、補助金を申請しない自治会は地域振興課にご連絡ください。

浦安市 市民経済部
地域振興課 地域振興係
TEL 047-712-6246
FAX 047-351-8600
E-M chiikinet@city.urayasu.lg.jp